

障害児施設給付費・障害児施設医療費支給決定に対する口頭意見陳述録取書

1. 申し立て人 M

異議申し立ての理由

障害児施設給付費上限月額15,000円について

私たちは障害者自立支援法本格実施後は、親の世帯と分離して現在は子どもと2人暮らしです。無職で子どもの手当だけの最低生活です。1ヶ月104,122円です。特別児童手当50,902円、母子手当33,840円、福祉手当14,380円、児童手当5,000円です。生活保護以下の暮らしなのに、保育料、障害施設給付費が無料でないのが大変おかしいと思います。15,000円の限度額以内の負担でも生活が出来なくなります。

障害児施設医療費上限月額15,000円について

私の子どもは2006年9月までは医療費は無料でした。10月からリハビリに通うごとにお金が取られることになりました。他の医療機関に受診、リハビリをしても心身障害者医療費助成制度が使えて無料なのに、障害児施設医療の場合はお金がかかるのがおかしいと思います。

2. 申立代理人 O

Mさんの異議申し立て主張に賛同し、私の意見を述べます。

意見内容：

私の子どもも障がいを持っています。障がいを持つ親の立場として、また、私の子どもが通っている障害児通園施設にいる他の子どもを実際に見てきた事実から意見を述べたいと思います。

障がいを持つ子どもにとって、施設での養育やリハビリはとても重要です。私の子どもは3才から施設に通い始めましたが、療育を受けることによって子どもの様子に大きな変化がみられました。障がいのない子どもが発達の段階で普通にできるようになることが、長い時間をかけてじっくりと療育を受けることによって初めてできるようになりました。それまでも保育園には通っていましたが、専門的なかかわりがどれだけ重要かということがよくわかりました。施設の園長から聞いたことですが、なるべく小さいころからの療育やリハビリはとても大切で、継続していくことが必要だということです。知り合いのなかで脳性まひを持って生まれた子どもがいますが、医師からは寝たきりになると診断されていても腕を使い自分で移動できるようになった子や歩けるようになった子もいます。障がいを持っていても、子どもの発達は未知であり大いに可能性があると思います。施設への通園やリハビリを受けることが、障がいを持つ子どもにとってどれだけ大切か、身近

に子どもをみている親としてよくわかります。そしてその可能性を最大限引き出してあげたいと親として思うのは当然ですし、子どもの権利条約にも明記されていることです。

今回児童福祉法が改正された関係で、施設でリハビリを受けるたびに1割の負担がかかるようになりました。Mさんの収入だと生活していくためには子どもの通園回数やリハビリ回数を減らさなければならなかったということです。お金によって子どもの発達が左右されることは絶対にあってはならないと思います。生活保護以下の暮らしであるという実態があるのに、そこに上限15000円の負担を決定するのはおかしいと思います。自治体として住民の福祉をしっかりと守ってほしいです。負担額のことを気にすることなく子どもに十分なリハビリを受けさせてあげることができるように、今回の負担上限15000円決定を取り消し、負担を0円にしてください。